

仕様書

1. 件 名 イオン照射研究施設における RI 製造・使用等に関する研究・技術支援業務 1 名の派遣

2. 目 的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)高崎量子技術基盤研究所量子バイオ基盤研究部において、福島国際研究教育機構委託事業(事業名:農作物の生産性向上や持続可能な作物生産に資する RI イメージング技術の開発及び導き出される生産方法の実証)に係る、主に高崎量子技術基盤研究所のイオン照射研究施設で実施される放射性同位元素(以下「RI」という。)及びイオン加速器を用いた研究における、RI の製造・使用等に関する研究・技術支援業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

(1)業務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2)業務時間 月曜日～金曜日(祝日その他、QST が特に指定する日を除く。)

9:00～17:30(休憩時間 60 分を含む)

※但し、17:00～翌03:00の間での8時間勤務が1か月あたり3回程度、

22:00～翌10:00の間での8時間勤務が1か月あたり3回程度、

命令することが想定されているため、変形労働制の勤務とする。具体的な勤務日及び勤務時間は1ヶ月ごとに定め、当該月の前月までに本人に通知する。労働時間が8時間を超える場合は休憩時間60分を与えるものとする。

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

本件においては、派遣労働者の在宅勤務を認めないこととする。

(3)人 員 1 名

派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。

4. 業務場所

群馬県高崎市綿貫町 1233 番地

QST 高崎量子技術基盤研究所

量子バイオ基盤研究部 RI イメージングプロジェクト

5. 組織単位

高崎量子技術基盤研究所 量子バイオ基盤研究部 RI イメージングプロジェクト

6. 指揮命令者

高崎量子技術基盤研究所 量子バイオ基盤研究部 RI イメージングプロジェクトリーダー

7. 業務内容

本業務に係る作業は、量子バイオ基盤研究部 RI イメージングプロジェクト所掌の以下の試験装置、作業エリア(放射線管理区域を含む。)にて実施されるものである。

(1) RI を用いた研究の支援業務

RI の製造・使用等に関する研究の実験計画・準備作業の支援及びデータの分析・収集等の支援業務を行う。

(2) PIXE 分析装置を用いた研究の支援業務

イオン照射研究施設の軽イオンマイクロビーム装置を使用したマイクロ PIXE(荷電粒子励起 X 線)分析実験の支援作業として、これに係る準備・ビーム照射・画像解析等を行う。また、実験を遂行するに当たり大学等の外部研究機関との対外的な調整を行う。

(3) RI の製造・使用・貯蔵・廃棄作業及びそれに係る設備等の維持管理作業

ターゲットの調製、照射、分離・精製、分析を行い、RI の製造を行う。製造した非密封 RI あるいは購入した非密封 RI を用いたトレーサー実験(前日までの準備、翌日以降の片付け、及びデータ解析も含む)等を行う。貯蔵箱等貯蔵施設への RI の貯蔵を行う。カートンボックスの処理担当課への引渡し等、RI 廃棄物の管理を行う。以上の作業に係る設備、RI、試薬、器具等の日常及び定期点検並びに清掃等による維持管理を行う。

(4) 記録・手続・申請書類等の作成作業

高崎量子技術基盤研究所放射線安全取扱手引に定められた、RI の使用等に伴って必要とされる記録(「放射性同位元素使用記録」等)・手続書類等を作成する。RI の使用等の変更許可申請に必要とされる書類等を作成する。

(5) 上記(1)～(4)に係る、様々な装置等の操作説明書の更新作業及び試薬類の管理、外部業者による対象設備の点検時の立会い等

(6) その他付随的業務

なお、付隨的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の 1 日又は 1 週間当たりの就業時間の 1 割以下とする。

8. 必要な要件

- ・第 2 種放射線取扱主任者と同等以上の知識を有すること。
- ・RI の製造・使用・貯蔵・廃棄作業に係る設備の運転・維持管理に必要な理工学的知識(大学学部卒程度の理工学に関する知識)を有すること。
- ・放射線計測による分析技術の経験を有すること。
- ・PIXE 分析の作業実績を有すること。

9. 派遣労働者を受注者における無期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別:
・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

10. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。
特殊健康診断については、QST が負担する。

11. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

- (提出先及び提出部数:「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)
- (1) 仕様書「8. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(派遣開始前までに)
 - (2) 労働者派遣事業許可証(契約後)
 - (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書(契約後)
 - (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後)
 - (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後)
 - (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後)
- ※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- (7) 派遣先管理台帳(月次)
 - (8) その他契約上必要となる書類

※上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。) また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別についての記載を含むこと。

12. 検査条件 每月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

13. 派遣先責任者

高崎量子技術基盤研究所 管理部 庶務課長

14. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育(業務後、QST が実施すべき科目を除く。)を受講させること。

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(要求者)

部課(室)名:高崎量子技術基盤研究所 量子バイオ基盤研究部

RI イメージングプロジェクト

氏 名:榎本 一之